

# “地域もハツラツ！子どもささえたい” 協議会規約

## (名 称)

第一条 本会は“地域もハツラツ！子どもささえたい”協議会（以下「本会」という）と称する。

## (目 的)

第二条 本会は、富士見町の幼児、児童、生徒を地域ぐるみで支え、子どもの安全で健やかな育成に資するとともに、子どもとかかわる中で地域コミュニティを形成しながら地域も元気になることを目的とする。

## (組 織)

第三条 本会は、第二条の趣旨に賛同する者（以下「隊員」という）をもって組織する。

## (事 業)

第四条 本会は、第二条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学習支援・・・授業の支援や、課外の補充学習の支援に関する事。
  - 2 読書支援・・・読み聞かせや読書活動の支援に関する事。
  - 3 活動支援・・・行事や諸活動の支援に関する事。
  - 4 安全支援・・・登下校の見守り支援に関する事。
  - 5 園児支援・・・保育活動の支援に関する事。
  - 6 環境作り支援・・・教育環境整備の支援に関する事。
  - 7 機動部隊・・・いざという時に保育園や学校に駆けつけての支援に関する事。
  - 8 その他、本会の目的を達成するために必要と認められた支援に関する事。
- ・隊員は、保育園や学校の要請をもとに、自分が支援可能な事業において、参加する時間帯や場所を選択し、保育園や学校と調整を図りながら上記の事業を進めるものとする。

## (役 員)

第五条 本会に次の役員を置き、任務その他については次のとおりとする。

- 1 会長1名、副会長1名、コーディネーター1名、各隊の隊長各1名、各隊の副隊長若干名、庶務1名、監事2名
- 2 会長は、本会を代表する。  
副会長は、会長を補佐し、会長に事情ある時はその職務を代理する。  
コーディネーターは、本会の事業推進に必要な連絡調整を行う。  
隊長は、各隊の任務を総括する。  
副隊長は、各隊の隊長を補佐し、隊長に事情ある時はその職務を代理する。  
庶務は、本会の庶務会計を司る。事務局は、当面、富士見町子ども課内に置く。  
監事は、本会の会計や事業が適正に執行されているかを監督する。
- 3 会長は、富士見教育長がその任にあたる。その他の役員は会長が委嘱する
- 4 上記役員をもって、本会役員会を組織する。

## (入会と退会)

第六条 本会への入会を希望するときは、本会に申し出て隊員登録をする。隊員を辞したときは、本会に申し出て退会する。

## (保 険)

第七条 隊員登録した者は、富士見町社会福祉協議会のボランティア保険に加入することができる。

## (規約改正)

第八条 本規約の変更・改正等については、本会役員会で行うものとする。

## (会計年度)

第九条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則 この規約は、平成28年5月30日より実施する。